

川崎市卸売市場施設内放置自動車に係る生活環境の保全状況判定基準

放置自動車調書No. _____

項目	状況	該当
産業廃棄物の飛散、流出	放置自動車の破損等により、公共用の区域や他人の所有地に産業廃棄物が飛散、流出していること、もしくはそのおそれがあると思わせるに相当な状態であること	
燃料・オイル類の流出	放置自動車の破損等により、公共用の区域や他人の所有地に燃料・オイル類が流出していること、もしくはそのおそれがあると思わせるに相当な状態であること	
苔・カビ・錆等の侵食	放置自動車の車体に生じた苔・カビ・錆等が、周囲に広がり、公共用の区域や他人の所有地、他人の財産を侵食していること、もしくはそのおそれがあると思わせるに相当な状態であること	
食品衛生上の悪影響	放置自動車の汚損等により、周囲での生鮮食料品の荷捌き等に食品衛生上の悪影響を及ぼすような不衛生な環境(ねずみ・虫等の発生、ごみの飛散等)が生じていること、もしくはそのおそれがあると思わせるに相当な状態であること	
その他	その他、生鮮食料品等の取引の場である卸売市場において、放置自動車が放置されていることにより、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められること (具体的な内容: _____)	

【判定】

今回判定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 担当者: _____

いずれかの要件を満たすため、当該車両は「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」と判定する。

いずれの要件も満たさないため、当該車両は「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」と判定せず、経過観察を行う。また、当該車両の状況等によっては、他の法令に基づく手続き等について検討を行う。

次回判定実施予定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日